

(9) 床面積の合計が五万平方メートルを超える場合 五十六万円

ロ 建築基準法第六条の三第一項の構造計算適合性判定（以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に該当する一の建築物（同法第二十条第二項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分）ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

(1) 建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イの構造計算が同項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積（構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。(ii)から(v)まで及び(2)において同じ。）の合計が千平方メートル以内の場合 十一万八千五百六十円

(ii) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 十四万七千七百二十円

(iii) 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 十六万七千七百六十円

(iv) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合 二十万四千九百六十円

(v) 床面積の合計が五万平方メートルを超える場合 三十四万七千五百二十円

(2) (1)に掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積の合計が千平方メートル以内の

	<p>場合 十七万四千四百八十円</p> <p>(ii) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 二十二万八千七百二十円</p> <p>(iii) 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 二十六万二千二百円</p> <p>(iv) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合 三十四万六千四百四十円</p> <p>(v) 床面積の合計が五万平方メートルを超える場合 六十三万六千九百六十円</p> <p>ハ 建築基準法第八十七条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元（小荷物専用昇降機については、七千元）</p>
<p>四百六十四の九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 前項の下欄の1のイの(1)に規定する金額の二分の一に相当する金額</p> <p>(2) 共同住宅等に係る申請 前項の下欄の1のイの(2)に規定する金額の二分の一に相当する金額</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請（①及び②に掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額</p>

(i) 計画の認定を受けた住宅部分 (ii)に係るものを除く。) について、前項の下欄の1のイの(3)の(i)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(ii) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の下欄の1のイの(3)の(ii)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(iii) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の下欄の1のイの(3)の(iii)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(iv) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の下欄の1のイの(3)に規定する金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅に係る申請 前項の下欄の1のロの(1)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(2) 共同住宅等に係る申請 前項の下欄の1のロの(2)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(3) 一の建築物全体に係る申請 (1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(i) 計画の認定を受けた住宅部分 (ii)に係るものを除く。) について、前項の下欄の1のロの(3)の(i)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(ii) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の下欄の1のロの(3)の(ii)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(iii) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の下欄の1のロの(3)の(iii)に規定する金額の二分の一に相当する金額

	<p>(iv) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の下欄の1のロの(3)に規定する金額</p> <p>2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>イ 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一、床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一）の合計に応じ、前項の下欄の2のイに規定する金額</p> <p>ロ 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、前項の下欄の2のロに規定する金額</p> <p>ハ 建築基準法第八十七条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに八千円（小荷物専用昇降機については、六千円）、新たに設置する建築設備にあつては前項の下欄の2のハに規定する金額</p>
<p>四百六十四の十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価</p>

機関が交付したものに限り。)の添付があつた
場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

イ 一戸建ての住宅に係る申請 四千七百円

ロ 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満の
場合 九千円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二
千平方メートル未満の場合 一万八千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五
千平方メートル未満の場合 四万千円

(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上の
場合 七万四千円

ハ 一の建築物全体に係る申請 (イ及びロに掲
げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算
した金額

(1) 住宅部分 (2)に係るものを除く。) 四
千七百円

(2) 共同住宅等の部分について、次に掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金
額

(i) 床面積の合計が三百平方メートル未満
の場合 九千円

(ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上
二千平方メートル未満の場合 一万八千
円

(iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上
五千平方メートル未満の場合 四万千円

(iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上
の場合 七万四千円

(3) 非住宅部分について、次に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 床面積の合計が三百平方メートル未満
の場合 九千円

(ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上

二千平方メートル未満の場合 二万五千
円

(iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上
五千平方メートル未満の場合 七万四千
円

(iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上
一万平方メートル未満の場合 十一万円

(v) 床面積の合計が一万平方メートル以上
二万五千平方メートル未満の場合 十四
万円

(vi) 床面積の合計が二万五千平方メートル
以上の場合 十八万円

2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請
の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が二百平方メートル未満の場合 一万六千円

(2) 床面積の合計が二百平方メートル以上の場合 一万七千円

ロ 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が二百平方メートル未満の場合 三万円

(2) 床面積の合計が二百平方メートル以上の場合 三万五千元

ハ 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合 三万円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 五万二千元
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合 九万五千元
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上の場合 十四万円

二 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合 六万三千元
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 十万円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合 十八万円
- (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上の場合 二十五万円

ホ 一の建築物全体に係る申請（イからニまでに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

- (1) 住宅部分（③及び④に係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 床面積の合計が二百平方メートル未満の場合 一万六千元
 - (ii) 床面積の合計が二百平方メートル以上の場合 一万七千元
- (2) 住宅部分（③及び④に係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 床面積の合計が二百平方メートル未満

- の場合 三万円
- (ii) 床面積の合計が二百平方メートル以上
の場合 三万五千元
- (3) 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合 三万円
- (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 五万二千円
- (iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合 九万五千円
- (iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上の場合 十四万円
- (4) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合 六万三千元
- (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 十万円
- (iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合 十八万円
- (iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上の場合 二十五万円
- (5) 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合 八万円
- (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 十三万円

- (iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上
五千平方メートル未満の場合 二十一万
円
- (iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上
一万平方メートル未満の場合 二十八万
円
- (v) 床面積の合計が一万平方メートル以上
二万五千平方メートル未満の場合 三十
四万円
- (vi) 床面積の合計が二万五千平方メートル
以上の場合 四十万円
- (6) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法
（建築物エネルギー消費性能基準であつ
て、知事が指定するものをいう。）を用い
るものに限る。）について、次に掲げる場
合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 床面積の合計が三百平方メートル未満
の場合 二十二万九千八十円
 - (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上
二千平方メートル未満の場合 三十六万
七千二百円
 - (iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上
五千平方メートル未満の場合 五十一万
九千八百円
 - (iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上
一万平方メートル未満の場合 六十三万
六千二百円
 - (v) 床面積の合計が一万平方メートル以上
二万五千平方メートル未満の場合 七十
四万三千四百八十円
 - (vi) 床面積の合計が二万五千平方メートル
以上の場合 八十五万五千五百二十円

別表第一の四百八十一の項の下欄の1のイ及びロを次のように改める。

イ 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一

項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。ロ及び四百八十一の三の項において同じ。）の添付があつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (i) 一戸建ての住宅の場合 一万八千円
- (ii) 共同住宅等の場合 次の表の上欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

五戸以内の場合	三万五千円
五戸を超え十戸以内の場合	五万七千円
十戸を超え三十戸以内の場合	十万円
三十戸を超え五十戸以内の場合	十七万七千円
五十戸を超え百戸以内の場合	三十万六千円
百戸を超え二百戸以内の場合	五十六万三千円
二百戸を超える場合	七十九万円

- (2) 当該長期優良住宅建築等計画に基づき住宅に係る住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書をいい、知事が指定するものを除く。四百八十一の三の項において同じ。）の写しの添付があつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (i) 一戸建ての住宅の場合 一万九千円
- (ii) 共同住宅等の場合 次の表の上欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

五戸以内の場合	五万七千円
五戸を超え十戸以内の場合	九万二千円
十戸を超え三十戸以内の場合	十七万四千元
三十戸を超え五十戸以内の場合	三十万二千元
五十戸を超え百戸以内の場合	四十七万七千元
百戸を超え二百戸以内の場合	八十七万四千元
二百戸を超える場合	百二十万四千元

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (i) 一戸建ての住宅の場合 六万三千三百六十円
- (ii) 共同住宅等の場合 次の表の上欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

五戸以内の場合	十五万七千四百円
五戸を超え十戸以内の場合	二十五万二千四百八十円
十戸を超え三十戸以内の場合	五十万五千元
三十戸を超え五十戸以内の場合	九十万九千二百四十円
五十戸を超え百戸以内の場合	百五十六万二千四十円
百戸を超え二百戸以内の場合	二百八十八万八千二百四十円
二百戸を超える場合	四百十二万九千三百六十円

ロ イ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (i) 一戸建ての住宅の場合 二万六千元
- (ii) 共同住宅等の場合 次の表の上欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

五戸以内の場合	四万九千元
五戸を超え十戸以内の場合	八万円
十戸を超え三十戸以内の場合	十四万千元
三十戸を超え五十戸以内の場合	二十四万七千元
五十戸を超え百戸以内の場合	四十二万八千元
百戸を超え二百戸以内の場合	七十八万七千元
二百戸を超える場合	百十万四千元

(2) (1)以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (i) 一戸建ての住宅の場合 九万五千二百二十円
- (ii) 共同住宅等の場合 次の表の上欄に掲げる建築物全体の戸数に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

五戸以内の場合	二十三万四千七百六十円
五戸を超え十戸以内の場合	三十七万八千八十円
十戸を超え三十戸以内の場合	七十五万七千六百八十円
三十戸を超え五十戸以内の場合	百三十六万二千六百四十円
五十戸を超え百戸以内の場合	二百三十四万二千八百四十円
百戸を超え二百戸以内の場合	四百三十三万五千五百六十円

二百戸を超える場合

六百十九万四千四十円

別表第一の四百八十一の項の下欄の1のハを削り、同表四百八十一の三の項の1のイの(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合
四百八十一の項の下欄の1のイの(1)に規定する金額の二分の一に相当する金額
 - (ii) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅について住宅性能評価書の写しの添付があつた場合 四百八十一の項の下欄の1のイの(2)に規定する金額の二分の一に相当する金額
 - (iii) (i)及び(ii)に掲げる場合以外の場合 四百八十一の項の下欄の1のイの(3)に規定する金額の二分の一に相当する金額
- (2) (1)以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合
四百八十一の項の下欄の1のロの(1)に規定する金額の二分の一に相当する金額
 - (ii) (i)に掲げる場合以外の場合 四百八十一の項の下欄の1のロの(2)に規定する金額の二分の一に相当する金額

別表第一の四百八十一の三の項の1のイの(3)を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の四百十九の四の項の次に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

栃木県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十号

栃木県情報公開条例等の一部を改正する条例

(栃木県情報公開条例の一部改正)

第一条 栃木県情報公開条例(平成十一年栃木県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十七条」に、「不服申立て(第十九条)」を「審査請求(第十八条)」に改める。

第十八条を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求

第三章中第十九条の前に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

第十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく不服申立て」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する決定又は」を「審査請求に対する」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき(当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)

第十九条第二項中「前項」を「第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。)」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(栃木県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 栃木県個人情報保護条例(平成十三年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て(第四十一条)」を「審査請求(第四十条の二)」に改める。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審査請求

第三章第四節中第四十一条の前に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第四十条之二 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第四十一条第一項中「又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づき不服申立て」を、「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

一 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第四十一条第二項中「前項」を「第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第四十二条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第四十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十九年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（栃木県手数料条例の一部改正）

第四条 栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一の」の下に「八の七の項、八の八の項、」を加える。

別表第一の八の六の項の次に次のように加える。

<p>八の七 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項（同法第九条第三項において読み替えて適用する場合若しくは同法第六十六条第一項において読み替えて準用する場合又は次に掲げる法律の規定において準用する場合を含む。）に基づく書面若しくは書類（以下この項において「対象書面等」という。）の写し又は電磁的記録（以下この項において「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を記載した書面の交付</p> <p>(一) 地方自治法第二百五十八条第一項</p> <p>(二) 土地改良法（昭和三十四年法律第百九十五号）第九条第三項（同法第四十八条第九項（同法第八十条において準用する場合を含む。））、第五十二条の三第二項（同法第五十三条の四第二項（同法第八十四条において準用する場合又は同法第九十六条若しくは第九十六条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。））において読み替えて準用する場合、同法第八十四条若しくは第九十六条において準用する場合又は同法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。））、第八十四条、第九十五条第三項又は第九十五条の三第三項</p>	<p>1 対象書面等又は対象電磁的記録を用紙の片面に白黒で複写し、又は出力したものの交付 用紙一枚につき十円</p> <p>2 対象書面等又は対象電磁的記録を用紙の両面に白黒で複写し、又は出力したものの交付 用紙一枚につき二十円</p> <p>3 対象書面等又は対象電磁的記録を用紙の片面にカラーで複写し、又は出力したものの交付 用紙一枚につき八十円</p> <p>4 対象書面等又は対象電磁的記録を用紙の両面にカラーで複写し、又は出力したものの交付 用紙一枚につき百六十円</p>
---	---

において準用する場合を含む。)、第九十八条第七項(同法第百十一条において準用する場合を含む。)、又は第九十九条第九項(同法第百条第二項若しくは第百条の二第二項(これらの規定を同法第百十一条において準用する場合を含む。))又は第百十一条において準用する場合を含む。)

(三) 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十六条第一項又は第二項

(四) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十一条第七項又は同法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項

(五) 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第十一条において準用する土地改良法第九十九条第九項

(六) 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第十二条において準用する土地改良法第九十九条第九項

(七) 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第六条において準用する土地改良法第九十九条第九項

(八) 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五条第三十二項において準用する公職選挙法第二百十六条第二項

(九) 景観法(平成十六年法律第百十号)第五十五条第四項において準

<p>用する農業振興地域の整備に関する法律第十一条第七項</p> <p>(十) 大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第七条第六項において準用する公職選挙法第二百六十六条第二項</p>	
<p>八の八 行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定に基づく主張書面若しくは資料(以下この項において「対象主張書面等」という。)の写し又は電磁的記録(以下この項において「対象電磁的記録」という。)に記録された事項を記載した書面の交付</p>	<p>1 対象主張書面等又は対象電磁的記録を用紙の片面に白黒で複写し、又は出力したものの交付 用紙一枚につき十円</p> <p>2 対象主張書面等又は対象電磁的記録を用紙の画面に白黒で複写し、又は出力したものの交付 用紙一枚につき二十円</p> <p>3 対象主張書面等又は対象電磁的記録を用紙の片面にカラーで複写し、又は出力したものの交付 用紙一枚につき八十円</p> <p>4 対象主張書面等又は対象電磁的記録を用紙の画面にカラーで複写し、又は出力したものの交付 用紙一枚につき百六十円</p>

(栃木県行政手続条例の一部改正)

第五条 栃木県行政手続条例(平成七年栃木県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

(栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第六条 栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(栃木県県税条例の一部改正)

第七条 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の栃木県情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第十二条第一項に規定する開示決定等（以下この項において「開示決定等」という。）又は旧情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求（以下この項において「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた開示決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、開示決定等に係る不服申立てについての旧情報公開条例第十九条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「栃木県情報公開審査会」とあるのは、「栃木県行政不服審査会」とする。

3 第二条の規定による改正前の栃木県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第二十条第一項、第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下この項において「決定等」という。）又は旧個人情報保護条例第十三条第二項、第二十七条第二項若しくは第三十五条第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下この項において「請求等」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた決定等又はこの条例の施行前にされた請求等に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、決定等に係る不服申立てについての旧個人情報保護条例第四十一条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「審議会」とあるのは、「栃木県行政不服審査会」とする。

(文書学事課)

栃木県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十一号

栃木県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

栃木県行政財産使用料条例（昭和三十九年栃木県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表中「~~第5条~~」を「~~別表第1~~」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年五月二十一日から施行する。

(管財課)

栃木県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十二号

栃木県消費生活条例の一部を改正する条例

栃木県消費生活条例（昭和五十一年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（第二十一条の三―第二十五条）」を「第三章の三 消費生活センターの組織及び運営等（第二十一条の三―第二十一条の七）の八―第二十五条）」に改める。

第二十一条の三を第二十一条の八とする。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 消費生活センターの組織及び運営等

（消費生活センターの名称及び住所等の公表）

第二十一条の三 知事は、その設置する消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。）について、当該消費生活センターの名称及び住所その他規則で定める事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（職員）

第二十一条の四 知事は、その設置する消費生活センターに、当該消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（消費生活相談員の適切な処遇等）

第二十一条の五 知事は、消費生活センターに置く消費生活相談員の適切な処遇、人材の確保その他の措置を講ずるものとする。

（職員に対する研修の機会の確保等）

第二十一条の六 知事は、消費生活センターに置く消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、研修の機会の確保その他その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の安全管理）

第二十一条の七 知事は、消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（くらし安全安心課）

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第二十三号

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和四十七年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「当分の間」を「平成三十三年三月三十一日までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第二十四号

栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年栃木県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三年」を「五年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に受けている栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第二条第一項の規定による登録（同条第三項の規定により当該登録の有効期間の起算日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後となるものを除く。）の有効期間については、この条例による改正後の栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行後に受けた栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第二条第一項の規定による登録であつて、同条第三項の規定により当該登録の有効期間の起算日が施行日前となるものの有効期間については、新条例第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（環境保全課）

栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第二十五号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十一号）の一部を次の

ように改正する。

第三条の表栃木県立岡本台病院の項病床数の欄中「二百六十七床」を「二百二十一床」に改め、同表とちぎりハビリテーションセンターの項診療科目の欄中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め、同項病床数の欄中「八十床」を「百二十床」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十六号

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例（平成十二年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「個人でレクリエーション室を利用しよう」を「本館のレクリエーション室又は障害者スポーツセンターのアリーナ、サウンドテーブルテニス室、観覧室兼多目的室若しくはトレーニングコーナーを普通利用しよう」に改める。

別表1施設の利用料金の基準額の項を次のように改める。

1 施設の利用料金の基準額

(1) 本館

ア 会議室等

施設区分	利用時間区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から
		正午まで	午後5時まで	午後9時まで
第 1 研 修 室		2,460円	3,290円	2,460円
第 2 研 修 室		3,080円	4,110円	3,080円
福 祉 研 修 室	A	3,080円	4,110円	3,080円
	B	2,460円	3,290円	2,460円
特 別 会 議 室		2,460円	3,290円	2,460円
2 0 1 会 議 室		1,230円	1,640円	1,230円
3 0 1 会 議 室		1,540円	2,050円	1,540円
4 0 1 会 議 室		1,540円	2,050円	1,540円
4 0 2 会 議 室		1,230円	1,640円	1,230円
4 0 3 会 議 室		1,230円	1,640円	1,230円
多 目 的 ホール		9,250円	12,300円	9,250円
和 室		1,230円	1,640円	1,230円
調 理 実 習 室		1,540円	2,050円	1,540円

イ レクリエーション室

(㊦) 専用利用の場合

施設区分	利用時間区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から
		正午まで	午後5時まで	午後9時まで
レクリエーション室		2,460円	3,290円	2,460円

(㊧) 普通利用の場合

施設区分	利用時間区分	午前9時から午後9時まで	
		レクリエーション室	1人1回につき

(2) 障害者スポーツセンター

ア アリーナ等

(㊦) 専用利用の場合

施設区分	利用時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
		アリーナ	全 面	3,740円	5,620円
半 面	1,870円		2,810円	1,870円	1,870円
サウンドテーブルテニス室1		1,230円	1,640円	820円	820円
サウンドテーブルテニス室2		1,230円	1,640円	820円	820円
観覧室兼多目的室		1,870円	2,810円	1,870円	1,870円

(㊧) 普通利用の場合

施設区分	利用時間区分	単 位	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
			アリーナ	高校生等以下(1人1回につき)	210円
その他の者(1人1回につき)	430円	430円		430円	
サウンドテーブルテニス室1	高校生等以下(1人1回につき)	210円	210円	210円	
	その他の者(1人1回につき)	430円	430円	430円	
サウンドテーブルテニス室2	高校生等以下(1人1回につき)	210円	210円	210円	
	その他の者(1人1回につき)	430円	430円	430円	
トレーニングコーナー	高校生等以下(1人1回につき)	260円	260円	260円	
	その他の者(1人1回につき)	530円	530円	530円	